弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol. 9
2016. 12



CONTENTS

１．　Topics：知っておいて得する法律勉強会　開催のご案内
２．Column①：【企業法務】顧問弁護士活用事例
　　― 活用事例３：飲食業経営会社　債務整理
　　― 活用事例４：建築設計会社　取引先への請負代金請求
３．Column②：【離婚問題】夫婦関係・離婚問題でお悩みの方へ
　　― 離婚の７つのポイント
４．Column③：【交通事故】交通事故でお悩みの皆様へ
　　― 知っていますか？適正な賠償金額
５．　Notice：社労士向けセミナーのご報告（平成２８年１２月）

１．Topics：知っておいて得する法律勉強会　開催のご案内

経営者様・事業主様のための勉強会シリーズ



当事務所の顧問先様及び名刺交換をさせて頂いた経営者の皆様に向けて、特別に企業法務に関する実績が豊富な弁護士による「知っておいて得する法律勉強会」を開催いたします。経営する上で知っておいて頂きたいテクニックについてお伝えいたします。

いま抱えている課題	勉強会に参加することで課題を解決できます！
1.「用意できたら必ず払うから待ってほしい。」と繰り返され、本来得られるべき正当な報酬が得られていない…	1. 債権回収を円滑に進めるためのポイントを得て、正当に得られていなかった報酬を回収できるようになる！
2. 問題社員がうちの会社にもいるが、トラブルにならないように辞職してもらいたい…	2. 退職・解雇に関する法的留意点を知ることができ、未然のトラブル予防、問題社員の対処方法がわかる！
3. 契約書の見落としや作成時の不備により、企業トラブルに巻き込まれたことがある…	3. 契約書の書き方・留意点を学び、契約書をきちんと整備することで、未然に企業トラブルを防ぐことができる！

【開催日時】各日程とも１８時３０分～２０時３０分

第１回　２０１７年１月２０日（金）「債権回収を円滑に進めるためのポイント」

第２回　２０１７年３月１７日（金）「退職・解雇トラブルの解決方法と予防策」

第３回　２０１７年５月１９日（金）「契約書の作成と管理における留意点」

懇親会（自由参加）　２０時３０分～

【開催場所】

弁護士法人　長瀬総合法律事務所　牛久事務所

（参加人数により変更になる可能性がございます）

〒３００－１２３４
茨城県牛久市中央５－２０－１１　牛久駅前ビル



【参加費】

参加費　２，０００円（顧問先事務所様については無料）

懇親会費　５，０００円

詳しくは http://nagasesogo.com/イベント・セミナー情報/ をご覧ください。

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX:050-3730-0060

貴社名		参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名
参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名	参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名
ご住所		電話番号	
希望セミナー	□全て　□債権回収（1/20）　□労務問題（3/17）　□契約書作成（5/19）		

ご回答ありがとうございます。定期セミナー等のご案内（メルマガ登録）について希望しない方は✔を入れて下さい。 □

お問い合わせ先／弁護士法人　長瀬総合法律事務所　担当　梅原
TEL:029-875-8180　FAX:050-3730-0060　URL: http://nagasesogo.com/
弁護士法人
長瀬総合法律事務所

２．Column①：【企業法務】顧問弁護士活用事例

当事務所の弁護士は大手渉外法律事務所に所属した経験があり、また、様々な業種の企業の顧問に就任しています。
大企業から中小企業の方のニーズまで幅広く対応いたします。これから顧問弁護士を依頼するかどうかお悩みの企業様にとってご参考となるよう、以下では当事務所における顧問先様の相談事例・活用事例についてご紹介いたします。

活用事例３：飲食業経営会社　債務整理

● お問い合わせ内容



顧問先企業様は、これまで順調に経営を継続してきましたが、あるとき予期せぬ不幸に見舞われ、多額の損失を計上してしまいました。

この多額の損失を補うために、取引先金融機関から融資を受けることになりましたが、融資を受ける際に、当初予想していたよりも相当多額の負債があることに気が付きました。
これまでにも税理士に関与してもらっていましたが、税理士からは経営状況の具体的な説明を受けたこともなく、今後も事業の継続ができるかどうかの見通しさえ立たなくなり、大きな不安に襲われるようになりました。

そこで、今後の事業継続の可否や債務整理の見通し等について確認するために、顧問弁護士である当方にご相談されました。

● 解決方法



まず、顧問先企業の経営状況を正確に把握するために、過去数年分の決算資料をご用意いただき、当方で確認・検討いたしました。

決算資料をみることで、過去数年の経営状況の変化を把握した上で、現在の負債を返済できる目処が立つのかどうかを検討しました。

その結果、たしかに負債総額は決して小さい額ではありませんでしたが、幸い顧問先企業はしっかりと利益を生み出すことができる体質であったために、十分に返済できる目処が立つことが確認できました。

今回は、予期せぬ不幸に見舞われたために**一時的に多額の損失を計上してしまった結果、突然に負債総額が増えてしまったことが原因で先行きが立たなくなってしまったように感じられたこと**が判明したため、**一時的に増額した負債の返済計画を立てることで対応**することといたしました。

顧問先企業も、具体的な将来の見通しが立ったことで安心していただいたのか、その後は再び業務に専念していただき、以前と同様、事業活動を継続していただいています。

● 所感

今回は、顧問先企業の経営継続の可否の見極めが課題でした。
このような経営分析は税理士や公認会計士の先生の領域でもありますが、私たち弁護士も、債務整理や法人破産等の手続を通じ経営問題について検討いたします。
むしろ、経営継続の可否という重大な局面であれば、税理士や公認会計士、弁護士など、複数の士業によるチェックを経た方がより安全であるということができます。
顧問契約を締結していただくことで、このような経営問題についてのご相談にも迅速に対応することが可能となります。

活用事例４：建築設計会社　取引先への請負代金請求（債権回収）

● お問い合わせ内容

顧問先企業様は、新築工事を受注し工事を完成させたものの、発注先が契約期間を過ぎても一向に支払おうとしませんでした。

担当者から何度も発注先に対して架電したり、請求書を送付したりしたほか、直接訪問して早急に支払うよう催促しても、発注先は「もう少し待ってほしい」「来月までにはなんとかしたい」などと弁解を重ねるばかりで、一切支払われないままでした。

未回収の売掛金は約５００万円にのぼり、決して無視できない金額でした。

そこで、なんとかこの売掛金を回収したいと思い顧問弁護士である当事務所に相談に来られました。

● 解決方法



顧問先企業様には本件工事に関連する契約書関係をご持参いただいた上、改めてこれまでの交渉経過を伺いました。

本件では、売掛金が認められること自体は問題ないと判断できたため、早急に債権回収の手続を進めることにしました。

債権回収にあたり、顧問先企業様が再三にわたって請求していながら一向に支払に応じようとしなかったことや、顧問先企業様からうかがった情報や、当方でも調査した情報からすると、任意の支払い請求では回収可能性が低いのではないかと思われるケースでした。

そこで、今回は発注先の預金口座を押さえる、仮差押手続を選択することにしました。

仮差押を申し立てる場合、担保金を供託しなければならないなどの負担がありますが、成功すれば債権回収可能性を大きく高めることが可能となります。

本件では仮差押申立のメリット・デメリットを説明した上で、顧問先企業様の了解を得て、早急に仮差押申立手続を行いました。

その結果、首尾よく発注先の預金を押さえることができ、その後は任意の支払いに応じてもらうことができました。
約５００万円の売掛金全額の債権回収に成功し、顧問先企業様の資金調達も無事に対応できることになりました。

● 所感

今回は、債権回収をいかにして成功させるかが課題でした。
顧問先企業様とは継続的にお付き合いの関係があったため、当方でも業態を理解することができ、債権回収にあたっての注意点を把握することが可能でした。そこで、今回は仮差押手続を選択することとし、結果として売掛金約５００万円全額の回収に成功することができました。
また、顧問契約を締結していただいたことで、**顧問先企業様にとっても弁護士への相談タイミング等をご理解いただいていたことが、早期のご相談となり、債権回収を成功させることができた**ものと思います。

顧問契約を締結していただくことで、顧問先企業と弁護士双方がお互いの理解を深めることができ、今回のような債権回収の問題に対しても迅速に対応することが可能となります。

わたしたちは、多数の離婚問題を解決してきた実績があります。



離婚は、これまでのご家族を清算するという面があります。

お子様の親権をどうすれば良いのか、財産関係をどのように清算すれば良いのか、
お悩みやご負担はとても重いと思います。
一方で、離婚は、新たな人生の再スタートでもあります。
私たちは、離婚問題を適切に解決することで、お互いがより良い人生へと再スタートできる場面であると考えています。

あなたの人生の再スタートを、離婚問題のプロである私たちがサポートします。

詳しくは以下のサイトをご参照ください。

離婚問題サイト ▶http://rikon.nagasesogo.com



● 離婚の７つのポイント

離婚するときには家族関係と財産関係を見直さなければなりませんが、特に７つのポイントを決める必要があります。

1　離婚ができる？
- ・離婚の原因は？
- ・離婚をしたい側に落ち度はある？

2　子どもの親権は？
- ・子どもの年齢は？
- ・子どもはどちらが面倒をみている？

3　婚姻費用・養育費はいくら？
- ・お互いの年収は？
- ・お互いの生活や仕事の状況は？



4　面会交流はどうする？
- ・面会交流の頻度や場所は？
- ・面会交流を拒否できる？

5　財産分与はできる？
- ・特有財産と共有財産の区別は？
- ・共有財産はどう評価する？

6　慰謝料はいくら請求できる？
- ・慰謝料を請求する理由は？
- ・慰謝料の金額はどのくらい？

7　年金分割は？
- ・年金分割の割合は？
- ・年金分割のために必要な書類は？

● ７つのポイント①　離婚の可否

離婚したいと考えた場合、いつでもすぐに離婚できるわけではありません。
お互いに離婚することに同意できる場合には問題ありませんが、他方配偶者が離婚したくないといった場合にはすぐに離婚はできないことになります。

どうしてもお互いが離婚に応じられないときはどうでしょうか？
そんなときは、法律で決められた離婚原因があることが必要になります。
以下では、民法７７０条に規定されている法定離婚原因をご説明します。



1. 不貞行為（民法７７０条１項１号）

不貞行為とは、結婚している人が自分の意思で配偶者以外の方と性的関係を持つことをいいます。
不倫」や「浮気」とも言えます。
したがって、配偶者以外の方と性的関係を持ったとしても、結婚する前のことであれば不貞行為にはあたりません。
不貞行為は、その性質上立証が困難なことが多い傾向にあります。
浮気相手と連絡をとり合っている趣旨の手紙やメールなども重要な証拠となります。まずは、立証できるだけの証拠があるかどうかを検討する必要があります。
また、興信所で調査してもらい、証拠を集めた上でご相談に来る方もいらっしゃいます。もっとも、興信所では高額の調査費用がかかるほか、空振りに終わってしまうこともありますので、ご利用するかどうかは慎重にお考えください。

2. 悪意の遺棄（民法７７０条１項２号）

悪意の遺棄とは、正当な理由がないにもかかわらず、同居や協力、お互いに助け合うことなどをしないことを言います。
具体的には、ご夫婦の一方が海外や地方へ単身赴任した後、一緒に暮らすことを求めたにもかかわらず、理由なく同居を拒んだ場合に、悪意の遺棄にあたると判断されることもあり得ます。
また、相手を家から追い出したりすることもあたり得ます。

3. ３年以上の生死不明（民法７７０条１項３号）

３年以上の生死不明とは、３年以上生存も死亡も確認できない状態が続いていることを言います。
行方不明であっても、ただ居場所が分からないというだけで生きていることが分かっていれば、この離婚原因にはあたらないことになります。

4. 強度の精神病（民法７７０条１項４号）

強度の精神病とは、その精神障害の程度が、ご夫婦のお互いの助け合い、特に相手方の精神的な支えを十分にできないような場合を言います。
強度の精神病かどうかの判断は、専門医の鑑定による場合もあります。

5. その他婚姻を継続し難い重大な事由（民法７７０条１項５号）

実務上、最も良く見られる離婚原因です。
「婚姻を継続し難い重大な事由」とは、ご夫婦の婚姻関係が破綻し回復の見込みがないことを言います。
具体的な条件を決めているわけではなく、抽象的離婚原因とも呼ばれています。
婚姻関係が破綻しているかどうかを判断する基準として、ご結婚中のお二人の行動や態度、子供の有無やその年齢、婚姻継続の意思、お二人の年齢、健康状態、資産状況、性格などが挙げられます。
なお、離婚にあたっては、性格の不一致がもっとも多く主張される理由ですが、このことだけを主張しても、この「婚姻を継続し難い重大な理由」に該当するとは限らないことにご注意ください。
性格の不一致に基づいて離婚を主張されるのであれば、性格の不一致がきっかけとなった別居や喧嘩など、具体的な出来事を主張・立証する必要があります。

具体的に、民法７７０条１項５号で問題となる事由は以下のとおりです。

① **暴行・虐待（DV）**

離婚訴訟では、無視、暴言、支配などの精神的暴力・虐待は、これだけでは「婚姻を継続し難い重大な事由」とは認められないことがあることにご注意ください。これらの精神的暴力によって、婚姻関係が破綻したことが必要です。

東京高裁平成１３年１月１８日判決は、会社人間の夫の思いやりのない態度によって精神的暴力を受けたとして妻が離婚請求した事案ですが、裁判所は、夫が心遣いに欠ける面があったことは否定できないが、格別に婚姻関係を破綻させるような行為があったわけではないとして請求を棄却しています。

② **性格の不一致・価値観の相違**

性格の不一致や価値観の相違は、多かれ少なかれどの夫婦にも見られることですから、これだけでは「婚姻を継続し難い重大な事由」とは認められません。

性格の不一致や価値観の相違によって婚姻関係が破綻している場合でなければ離婚請求は認められません。

③ **宗教活動**

ご夫婦間でも個人の信教の自由は認められますから、夫婦はお互いの信仰，信仰に基づく宗教活動には寛容であることが求められます。

ですが、信仰に基づく宗教活動が行き過ぎてしまった場合には、「婚姻を継続し難い重大な事由」と認められることがあります。

④ **性的不能・性交拒否・性的異常**

性生活は婚姻生活における重要な要因であることは否定できません。

性的不能・性交拒否・性的異常は、「婚姻を継続し難い重大な事由」に当たり得ます。

⑤ **配偶者の親族との不和**

親族との不和は、「婚姻を継続し難い重大な事由」には直ちには当たりません。

しかしながら、配偶者がその不和を傍観し、親族に同調していた場合には、離婚請求が認められることもあります。

⑥ **不貞に類する行為**

不貞とまでは言えないものの、他の異性と親密な関係にある場合、それを理由に婚姻関係が破綻した場合には、「婚姻を継続し難い重大な事由」に当たり得ます。

⑦ **民法７７０条１項４号に該当しない精神障害**

うつ病、アルコール中毒、薬物中毒、重度でない精神障害等、民法７７０条１項４号に該当しない精神障害は、それだけでは離婚理由にはなりませんが、それが原因で婚姻関係が破綻した場合には、「婚姻を継続し難い重大な事由」に当たり得ます。

⑧ **難病・重度の身体障害**

精神病のように夫婦の精神的交流を阻害することがないので、原則として、それだけでは離婚理由にはなりませんが、それが原因で婚姻関係の破綻が生じた場合には、「婚姻を継続し難い重大な事由」に当たります。

6. 離婚が認められない場合がある？

ご相談を伺っていると、裁判をすれば当然に離婚はできると思われている方もいらっしゃいます。ですが、裁判をしたからとはいえ、必ず離婚が認められるわけではありません。

例えば、性格の不一致だけでは離婚が認められないこともあります。また、自分が浮気相手と結婚したいために離婚を求める裁判を起こしても、離婚は認められないという判断をされた判例もあります。

離婚すること自体にお互いに合意ができていない場合には、裁判を起こしても離婚が認められるかどうかは慎重に検討する必要があります。

お悩みのことやご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。

４．Column③：【交通事故】交通事故でお悩みの皆様へ

当事務所では、交通事故問題についても、年間１５０件以上のご依頼をいただき、多数の案件に対応しております。



ある日、突然に交通事故に遭ってしまった。

その日から、いつも日常が一変してしまいます。
交通事故に遭われたあなたは、今、様々な問題でお悩みではありませんか。

交通事故の被害に遭ってしまった方は、加害者から賠償を受けることができます。
ですが、適正な賠償を受けることは、決して簡単ではありません。複雑な保険システムを理解し、保険会社との交渉をクリアしていかなければなりません。

交通事故でお悩みの方にとって、少しでもお役に立つことができれば幸いです。

詳しくは以下のサイトをご参照ください。

交通事故専門サイト▶http://jiko.nagasesogo.com



●知っていますか？適正な賠償金額

損害賠償には、①自賠責保険基準　②保険会社基準　③裁判基準があります。
一般的に、①自賠責保険基準＜②保険会社基準＜③裁判基準　の順に賠償額が高額になります。
保険会社は、支払う賠償金額を低額に抑えるために①または②の基準で交渉してきます。
ですが、交通事故の『プロ』である私たちが交渉することで、より高額な③の基準で解決することができます。

裁判で認められうる金額

＝

【最低限の保障】自賠責保険金

＋

【差額の支払】加害者保険会社からの保険金

弁護士費用特約を利用しましょう

事故にあってしまった！
そんなとき、あなたの怪我・車や物の損害を相手方に請求する場合、弁護士に相談・交渉の依頼をしたときの、弁護士費用・法律相談費用などをあなたに代わって貴方自身の加入している保険会社が支払ってくれる保険です。

- **弁護士費用特約を使った場合、弁護士は選べるの？**

 はい、選べます。

- **実際にどのぐらいお得なの？**

 弁護士費用特約が 付加されている場合、最大で３００万円まで弁護士費用が補償されます。
 したがって、示談金が非常に高額になる事案（死亡事故もしくは重度の後遺症が残った事案の一部）を除き、弁護士費用を保険で賄うことができます。



【参考資料 後遺障害慰謝料】

後遺障害等級	自賠責基準	裁判基準
1級	1,100万	2,800万
2級	958万	2,400万
3級	829万	2,000万
4級	712万	1,700万
5級	599万	1,440万
6級	498万	1,220万
7級	409万	1,030万
8級	324万	830万
9級	245万	670万
10級	187万	530万
11級	135万	400万
12級	93万	280万
13級	57万	180万
14級	32万	110万

５．Notice：社会保険労務士向けセミナーのご報告（平成２８年１２月）

過日、以下の日程でセミナーを開催させていただきました。



社会保険労務士のための実務研修シリーズ

第２回　残業代請求初期対応の実務

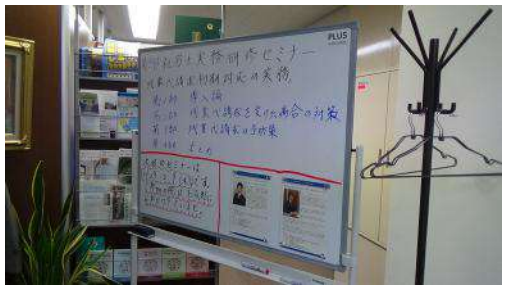
日時：平成２８年１２月８日（木）１８時 ～ ２０時

場所：当事務所　牛久本部

費用：２，０００円（税込）（顧問先様は無料）

当日は多数の先生方にご参加いただき、大変盛況な勉強会となりました。

実際に残業代請求を受けた場合の対応や予防策について、それぞれの事務所様での取り組み等についての活発な意見交換をさせていただきました。



講師の経験談やノウハウだけでなく、ご参加いただいた先生方同士でも議論できる、貴重な機会になったものと感じております。



今後も各士業の先生方を対象としたセミナー・勉強会を開催する予定ですので、ご参加をご検討いただければ幸いです。

また、今後「このようなセミナーを開催してほしい」などのご要望がございましたらお気軽にご連絡ください。

お名前：

ご住所：

連絡先：TEL

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

今回の記事に関して、ご質問・ご不明点があれば、左記にご記入のうえ下記までお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）

FAX　050-3730-0060

E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

□　今回の記事について相談したい

□　開催セミナーについて相談したい

【お問い合わせ先】事務所名：弁護士法人長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒300-1234

茨城県牛久市中央 5 丁目 20 番地 11

牛久駅前ビル 501

TEL　029-875-8180

FAX　050-3730-0060



［日立支所］

〒317-0073

茨城県日立市幸町 1 丁目 4-1

日立駅前ビル 4 階

TEL　0294-33-7494

FAX　050-3730-0060



【事務所理念】

すべてのクライアントの「再生」のために

私たちは、この使命を実現するために、最高のリーガルサービスを提供できるよう常に研鑽に務め、組織を発展させます

【事務所ＵＲＬ】

総 合 サ イ ト ：http://nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
離 婚 サ イ ト ：http://rikon.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相続・遺言サイト：http://souzoku.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com